

全日本マーチングコンテスト山口県大会実施規定

山口県吹奏楽連盟

第1条（実施の時期）

全日本マーチングコンテスト山口県大会は、山口県総合芸術祭文化プログラムの一環として、山口県吹奏楽連盟に加盟する会員が参加して毎年9月に実施する。

第2条（実施期日及び会場等の決定）

常任理事会は、その年度の実施期日及び会場等必要事項を前年度2月までに決定し、総会で会員に発表する。

第3条（参加資格）

参加資格は、全日本マーチングコンテスト実施規定に従うものとする。

第4条（資格の疑義）

出場団体の資格に疑義が生じた時は、理事長は該当団体の参加を認めないことができる。

第5条（マーチングコンテストの部）

全日本マーチングコンテスト実施規定に従うものとする。

第6条（フェスティバルの部）

- 1 演奏演技の時間は、6分以内とする。
- 2 使用できる楽器は、マーチングコンテストの部に準じる。
- 3 規定課題は設けない。
- 4 手具の使用を認める。

第7条（表彰）

- 1 金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。
- 2 マーチングコンテストの部の最も得点の高い団体に、山口県知事賞を贈る。
- 3 第3条に違反した団体は失格とし、奨励賞を贈る。

第8条（県代表）

- 1 全日本マーチングコンテスト中国大会への県代表は、その実施規定に従い、マーチングコンテストの部の出場団体の中から、得点の高い順に理事長が推薦する。
- 2 毎年5月末日までに加盟し会費を納入しない会員については、県代表として理事長が推薦することはできない。

第9条（県代表への推薦団体数）

全日本マーチングコンテスト中国大会へ推薦するグループ数は、中国吹奏楽連盟が定めた数以内とする。

第10条（審査員）

- 1 審査員は3名とし、理事長が委嘱する。
- 2 審査員の構成及び人選等については、別に内規で定める。

第11条（審査方法）

審査方法は、全日本マーチングコンテスト山口県大会審査内規による。

第12条（共催、後援及び協賛）

- 1 全日本マーチングコンテスト山口県大会実施に際し、理事長が必要と認めた場合に、共催、後援及び協賛団体をもつことができる。
- 2 賞状、賞品の贈与を受けることができる。

第13条（実行委員会）

全日本マーチングコンテスト山口県大会を実施するため、山口県吹奏楽連盟は実行委員会を組織する。

第14条（細目）

開催上の細目については、実行委員会が定める。

第15条（規定の改定）

この規定は、常任理事会の議決により改定することができる。

- 付 則
- この規定は平成17年3月 4日より効力を発する。
 - この規定は平成30年6月 1日より効力を発する。（一部改定）
 - この規定は令和 2年2月21日より効力を発する。（一部改定）